

2026年度 ホシザキ奨学金

募集案内

【1】奨学団体名称

一般財団法人 ホシザキ新屋財団

【2】趣旨

ホシザキ新屋財団奨学金は、ものづくりを志す大学または大学院の学生で、品行方正、学業優秀でありながら経済的理由により修学が困難な者に奨学資金を援助し、将来社会に貢献し得る有用な人材の育成を図るものである。

【3】目的

成績等が優秀でありながら、経済的な理由により修学が困難な者に対し、その学習、研究等の活動を奨励することを目的とする。

【4】対象学生

2026年4月の時点で推薦依頼校（京都大学）に所属し、次のいずれかに該当する者。

(1) 工学部3年次に在学し、下記の学科に所属する学生

物理工学科、電気電子工学科、理工化学科

(2) 工学研究科修士課程1年次または博士後期課程1年次に在学し、下記の専攻に所属する学生

機械理工学専攻、マイクロエンジニアリング専攻、航空宇宙工学専攻、原子核工学専攻、材料工学専攻、電気電子デジタル理工学専攻、化学理工学専攻

※ 非正規生及び外国人留学生を除く

【5】推薦人員

20人程度

【6】応募期間・方法

2月16日(月)～4月13日(月)

推薦希望者は、奨学掛 (840scholarship@mail2.adm.kyoto-u.ac.jp) にご連絡ください。ご連絡いただいた方には、申込書類のご案内をいたします。応募締切の期日までに申込書類をご提出ください。

【7】給付金額

月額14万円を給付。奨学金を停止または廃止する場合を除き返還を求めないものとする。

【8】給付期間

給付期間は、原則として2年間とする。ただし、特別な事情があるときは、この限りではない。給付時期は、奨学生決定後及び翌年3月に、財団よりそれぞれ12ヶ月分の給付を行う。

奨学生が休学した場合、奨学金の給付を停止し、原則、給付済み金額から在学期間相当額を減じた額を財団へ返還することとする。復学後奨学生が願い出たときは、給付を再開することがある。

【9】受給資格

奨学金の給付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 人物並びに学業成績及び研究水準が特に優れていると認められる者
- (2) 経済的理由により修学が困難と認められる者
- (3) 本学より推薦を受けた者
- (4) 本奨学金を受給する上での条件に同意し、【14】に規定する奨学生としての義務を履行できる者
- (5) 他の給付型奨学金(CFプロジェクト奨学金を含む)あるいは日本学術振興会特別研究員の研究奨励金、大学院教育支援機構SPRINGプログラム又は次世代AIプログラムの研究奨励費を受給していない者

ただし、以下は可とする。

- ・ホシザキ奨学金受給決定後、他の給付型奨学金を辞退
- ・貸与型奨学金および日本学生支援機構の授業料減免とホシザキ奨学金の併給

※ 奨学生の学業又は品行などの状況により指導上必要があると認められた時は、奨学金の給付を停止する。

【10】提出書類

推薦希望者には、別途ご案内いたします。

【11】奨学生の選考及び決定

本学から推薦のあった者を対象に、財団において選考を行い、その結果の連絡が本学に届き次第申請者に通知する。

【12】奨学金の廃止及び返還

奨学生が次のいずれかに該当する場合は、本学の意見を参考にして財団が奨学金の給付の廃止を決定し、すでに給付した奨学金の返還を求めるものとする。

- (1) 申請書類等に虚偽の記載があった場合
- (2) 懲戒処分を受けた場合
- (3) 退学した場合(休学期間中に退学した場合を含む。)
- (4) 学籍を失ったとき

(5)【9】定める受給資格を失ったと認められる場合

【13】異動届出

奨学生は次のいずれかに該当する場合は、直ちに奨学掛に申し出るものとする。

- (1) 休学または退学したとき。
- (2) 停学、その他の懲戒処分を受けたとき。
- (3) 【9】(5)に定める条件に抵触する可能性が生じたとき。

【14】奨学生の義務

奨学生は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 学業に精励し、健康に留意するとともに、本奨学金の奨学生にふさわしい態度及び行動をとること。
- (2) 必要な手続を怠りなく行うこと。
- (3) 奨学生のために財団が開催する各種行事等に参加し、奨学生間親睦を深めること。
- (4) 年度末毎に成績表及び研究・日常生活報告書を提出すること。

【15】個人情報について

- (1) 受領した個人情報は、財団が奨学金事業に必要な限度での使用とする。

以上